

【追加指定 薬師寺東塔の概要】

1. 名称・員数 ^{やくしじとうとう} 薬師寺東塔 ^{つげたり} 附・^{こざい} 古材 1, 540点
2. 所在地 奈良市西ノ京町
3. 所有者 宗教法人 薬師寺
4. 説明

薬師寺東塔は、記録から天平2年(730)の造営と考えられています。奈良時代前期の様式を示す遺構であり、国宝に指定されています。東塔は平成21年から令和3年にかけて保存修理を実施しましたが、修理に際して再用できなかった部材が生じました。^{すいえん} 水煙や、^{くみもの} 組物、瓦等、奈良時代の建立当初に遡る部材を含むこれらの古材は、材種及び表面に残る痕跡により、年代及び転用や転入経緯を推定できます。古代^{とうぼ}塔婆の建立後の経過を伝える建築部材群として、建物と一体となって価値を為す重要なものです。東塔の附として追加指定し、保存が図られます。



薬師寺東塔全景、西より



水煙



しりみいた
支輪板

【追加指定 唐招提寺の概要】

| | | | |
|----------|--------|------|-----|
| 1. 名称・員数 | 唐招提寺金堂 | 附・古材 | 11点 |
| | 唐招提寺講堂 | 附・古材 | 53点 |
| | 唐招提寺鼓楼 | 附・古材 | 21点 |
| | 唐招提寺宝蔵 | 附・古材 | 4点 |
| | 唐招提寺経蔵 | 附・古材 | 9点 |

2. 所在地 奈良市五条町

3. 所有者 宗教法人 唐招提寺

4. 説明 鑑真開基による唐招提寺の金堂は、8世紀末までに建立された、唐の影響を受けた奈良時代後期の様式を示す遺構です。講堂、宝蔵、経蔵は奈良時代、鼓楼は鎌倉時代の建築で、いずれも国宝に指定されています。金堂は明治31年他、講堂は明治40年他、鼓楼は明治43年他、宝蔵は昭和33年他、経蔵は昭和27年他に保存修理を実施しており、当時の修理で再用できなかった部材が保管されています。古材のうち、金堂4点、講堂47点、鼓楼21点、経蔵8点は貴重な当初材です。これらの建立当初に遡る部材を含む古材は、古代建築の建立後の経過を伝える建築部材として、建物と一体となって価値を為す重要なものです。各建物の附として追加指定し、保存が図られます。



唐招提寺金堂全景、南より(宗教法人唐招提寺提供) 唐招提寺金堂木鼻(宗教法人唐招提寺提供)

【新規指定 十二社神社本殿の概要】

1. 名称・員数 じゅうにしやじんじやほんでん 十二社神社本殿 1棟
2. 所在地 やまとたかだしおおあざふじのもり 大和高田市大字藤森
3. 所有者 宗教法人 十二社神社
4. 説明

十二社神社本殿は、奈良県大和高田市の東北部、近世以前はとうのみね多武峯の社領であった藤森地区に位置します。地区の旧村社で、創立や由緒は詳らかではありません。本殿の建立年代を示す資料は確認されていませんが、細部意匠や部材の加工痕跡等から室町時代中期の建立と推定できます。建立後、正面妻飾や柱間装置、縁廻り等が改変されていますが、軸部、組物及び軒廻りは当初形式をよく残しています。いっけんしやすみぎいりかすがづくり一間社隅木入春日造で、規模やひさしばしら たばきみ庇柱を手挟で納める点など、奈良県南部に分布する同型式の中世の神社本殿との類似性が認められます。台輪を突出させて木鼻を造り、三斗組の手先を隅行にも延ばす等、独自の形式を有している点も特徴的です。奈良県内における中世建立に遡る神社本殿として、歴史的に重要となります。



正側面全景、東北より

【新規指定 吉野神宮の概要】

1. 名称・員数

吉野神宮 26棟、3基

本殿 1棟【昭和2年】(棟札) 附 棟札1枚

祝詞舎 1棟【昭和2年】(記録)

楽舎 2棟【昭和2年】(記録)

裏門及び透塀 1棟【昭和2年】(記録)

神庫 1棟【明治25年】(記録)

拝殿 1棟【昭和3年】(記録)

廻廊 2棟【昭和3年】(記録)

内玉壇 1棟【昭和3年】(記録)

神門 1棟【昭和4年】(記録)

神符授与所 1棟【昭和4年】(記録)

宿衛舎 1棟【昭和4年】(記録)

摂社御影神社本殿 1棟【昭和3年】(記録)

摂社船岡神社本殿 1棟【昭和3年】(記録)

摂社瀧櫻神社本殿 1棟【昭和3年】(記録)

摂社拝殿 1棟【昭和3年】(記録)

東門 1棟【昭和4年】(記録)

外玉壇 1棟【昭和4年】(記録)

表手水舎 1棟【昭和6年】(記録)

裏手水舎 1棟【明治25年】(記録)

修祓所 1棟【昭和6年頃】(推定)

神饌所 1棟【昭和6年頃】(記録)

井戸屋形 1棟【明治25年】(記録)

制札屋形 1棟【昭和6年】(記録)

大鳥居 1棟【明治25年】(記録) 附 石玉壇

裏鳥居 1棟【明治25年】(記録)

参集殿 1棟【明治32年】(棟札)

2. 所在地

吉野郡吉野町大字吉野山

3. 所有者

宗教法人 吉野神宮

4. 説明

吉野神宮は、吉野山の北部に位置し、同地に吉野朝廷を構えた後醍醐天皇を祀る神社として明治中期に創建されました。大正末から昭和初年にかけて整備された境内は三つに区画され、本殿に向かって地盤面を高める配置は巧みで、建物を接続してできた複雑な屋根構成は豊かな社頭景観をつくります。各社殿は、伝統的な形式を踏襲した抑制された意匠を持つ一方で、拝殿や表手水舎等の特異な構造形式や、各社殿にみられる独特の形態

を持つ臺股、懸魚などの細部意匠には、近代的な創意が認められ、意匠的に優秀です。内務省神社局の直営に係る、近代日本に相応しい神社建築を追求した角南隆^{すなみたくし}が設計した、最初期の神社として歴史的にも重要となります。



吉野神宮全景、東北より(宗教法人吉野神宮提供)